

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 14 号に掲げる小型いか釣り漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 1 月 31 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
小型いか釣り漁業 (するめいか)	271 隻	5 トン以上 30 トン未満	定めなし	青森県沖合海域	5 月 21 日から 翌年 1 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする（ただし、平成 2 年度から平成 4 年度までに実施した中型いかつり漁業生産構造再編推進事業並びに平成 12 年度及び平成 13 年度に実施した中型いかつり漁業構造再編対策事業による減船者並びにその者が実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがある者を除く） 1 青森県内に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）	令和 6 年 1 月 31 日から 令和 6 年 3 月 29 日まで	1 許可及び起業の認可の有効期間は、令和 6 年 5 月 21 日から令和 7 年 1 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 船橋楼両側面の上部に別記様式による標識を表示すること (2) 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海の海域で操業する場合、めばる刺し網漁業及びさめ刺し網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から 500 メートル以上離れて操業しなければならない (3) 太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港の港域においては操業してはならない
	144 隻			次に掲げる海域のうち、申請のあった海域 1 日本海海域 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海における青森県沖合海域。 2 津軽海峡海域 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線と、下北郡尻屋埼灯台中心点と		次のいずれにも該当するものとする。 1 北海道に住所を有する者 2 北海道知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り北海道知事の登	令和 6 年 1 月 31 日から 令和 6 年 4 月 8 日まで	1 許可及び起業の認可の有効期間は、令和 6 年 5 月 21 日から令和 7 年 1 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 船橋楼両側面の上部に別記様式による標識を表示すること (2) 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海の海域で操業する場

				<p>北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域における青森県沖合海域（ただし、下北郡焼山崎から東津軽郡平館灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた陸奥湾の海域を除く）</p> <p>3 太平洋海域</p> <p>下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線以東の太平洋における青森県沖合海域</p>	<p>録を受ける予定の漁船の使用者)</p> <p>3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者</p>	<p>合、めばる刺し網漁業及びさめ刺し網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から 500 メートル以上離れて操業しなければならない</p> <p>(3) 太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港の港域においては操業してはならない</p> <p>(4) 漁獲物陸揚港以外の港に漁獲物を陸揚げしてはならない（ただし、暴風雨、船舶の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない）</p>
	5 隻				<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 秋田県に住所を有する者</p> <p>2 秋田県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り秋田県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者)</p> <p>3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者</p>	
	4 隻				<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 山形県に住所を有する者</p> <p>2 山形県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り山形県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者)</p> <p>3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者</p>	
	3 隻				<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 石川県に住所を有す</p>	

					<p>る者</p> <p>2 石川県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り石川県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）</p> <p>3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者</p>		
	5隻				<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 福井県に住所を有する者</p> <p>2 福井県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り福井県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）</p> <p>3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者</p>		
	5隻				<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 鳥取県に住所を有する者</p> <p>2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り鳥取県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）</p> <p>3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者</p>		

	1隻				次のいずれにも該当するものとする。 1 島根県に住所を有する者 2 島根県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り島根県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者） 3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者		
	3隻				次のいずれにも該当するものとする。 1 長崎県に住所を有する者 2 長崎県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り長崎県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者） 3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者		
	25隻				次のいずれにも該当するものとする。 1 岩手県に住所を有する者 2 岩手県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り岩手県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者） 3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者		

					保した者		
	6隻				次のいずれにも該当するものとする。 1 宮城県に住所を有する者 2 宮城県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り宮城県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者） 3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者		
	1隻				次のいずれにも該当するものとする。 1 千葉県に住所を有する者 2 千葉県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り千葉県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者） 3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者		
	1隻				次のいずれにも該当するものとする。 1 新潟県に住所を有する者 2 新潟県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り新潟県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		

						3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者		
小型いか釣り漁業 (やりいか)	1隻	5トン以上 30トン未満	定めなし	青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位300度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸5海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 共同漁業権漁場の海域	2月1日から 4月30日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡中泊町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）	令和6年1月31日から 令和6年2月9日まで	1 許可の有効期間は、許可日から令和6年4月30日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位300度の線以南の海域においては、日没1時間後の時刻から日の出までの間の操業及び光力を利用して操業してはならない (2)定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業及び刺し網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から100メートル以上離れて操業しなければならない (3)漁業権漁業を妨げてはならない (4)むつ小川原港の港域においては操業してはならない